令和5年12月13日 公 表 令和5年12月21日 一部変更 令和6年4月30日 一部変更 令和6年5月31日 一部変更 令和6年7月11日 一部変更 令和6年7月24日 一部変更 令和6年8月5日 一部変更

特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和6管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(昭和24年法律第267号)(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

- 1 -

第一 くろまぐろ (小型魚)

- 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)3,757.1トン
- 二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

都	道	府	県	都	道	府	県	別	漁	獲	可	能	量
北海道												7	72.8
青森県												31	11.6
岩手県												8	33. 7
宮城県												(67. 2

秋田県	40. 7
山形県	15. 7
福島県	19. 9
茨城県	28. 3
千葉県	78. 5
東京都	10. 1
神奈川県	52. 0
新潟県	87. 2
富山県	117. 2
石川県	95. 4
福井県	27. 5
静岡県	42. 5

- 3 -

0. 1
45. 9
26. 1
0. 1
13. 6
41. 2
5. 7
117. 6
0. 1
0. 2
118. 2
20. 9

香川県	0. 1
愛媛県	20.8
高知県	96. 8
福岡県	17.5
佐賀県	12. 0
長崎県	832. 4
熊本県	15. 5
大分県	4. 4
宮崎県	19. 5
鹿児島県	23. 9
沖縄県	0. 1

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

- 5 -

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それ ぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大	臣	管	理	区	分	大	臣	管	理	漁	獲	可	能	量
くろ	まぐろ	(小型魚)	大中型まき	網漁業									102	20. 2
くろ	まぐろ	(小型魚)	かじき等流	し網漁業等	等								2	26. 4
くろ	まぐろ	(小型魚)	かつお・ま	ぐろ漁業									2	27. 5

第二 くろまぐろ (大型魚)

- 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)7,516.1トン
- 二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞ

(単位:トン)

都	道	府	県	都	道	府	県	別	漁	獲	可	能	量
北海道												45	2. 5
青森県												64	6. 4
岩手県												7	9.8
宮城県												4	4. 4
秋田県												4	1.8
山形県												2	3. 3
福島県													1.0
茨城県												1	0.7
千葉県												5	9.4

- 7 -

東京都	56. 3
神奈川県	17.9
新潟県	112. 7
富山県	17. 3
石川県	48. 1
福井県	21.7
静岡県	35.8
愛知県	1.0
三重県	36. 7
京都府	31.8
大阪府	1.0
兵庫県	14. 4

40. 0
7.3
34. 2
1.0
1.0
46. 0
9.8
1.0
5. 6
17. 7
15. 4
8.5

- 9 -

長崎県	208. 7
熊本県	6. 9
大分県	7.3
宮崎県	43. 7
鹿児島県	14. 2
沖縄県	171. 1

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それ ぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
-------------	-------------------

くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量	2, 382. 9
の総量の管理を行う管理区分)	
くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割	1, 817. 5
当てによる管理を行う区分)	
くろまぐろ(大型魚)かじき等流し網漁業等	50. 1
くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲	8. 6
量の総量の管理を行う区分)	
くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲	762. 9
割当てによる管理を行う管理区分)	